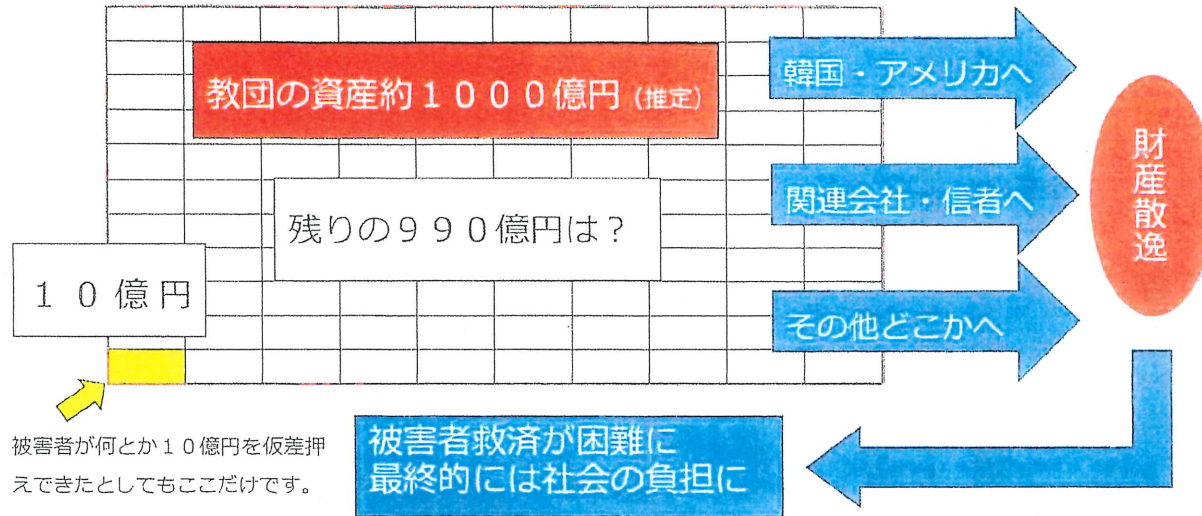


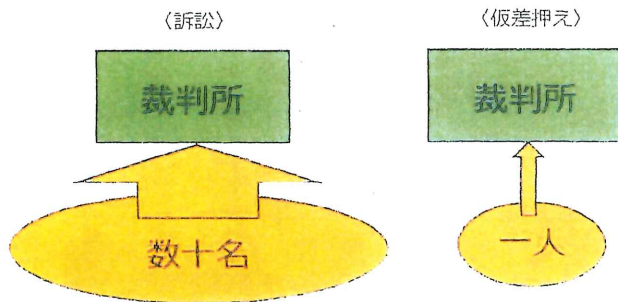
民事保全法では対応困難!!

①仮差押えできるのは「特定の財産」のみ

民事保全法に基づき仮差押えできるのは限られた範囲の「特定の財産」のみです。それ以外の財産は自由に処分できます。



③仮差押えは単独での申立て



仮差押えは訴訟とは異なり、原則として単独で申し立てなければならず、複数名での申し立ては基本的には認められません。

被害者一人一人が各地の裁判所へ申し立てをすることになる結果、被害者側の負担は非常に大きくなり、要件を充たすのも困難になります。

②担保金の準備が不可能

仮差押えのためには、基本的には被害者側で担保金を準備する必要があります。

金額は目的物の価額の15%~30%が一つの基準とされています。
(なお、この担保金は不当な仮差押えでなければ最終的には被害者に返ってきます。)



〈統一教会の松浜本部、写真はGoogleより〉

仮に松浜本部を仮差押えする場合、同不動産の価額はマスコミ調査によれば約7億6000万円とされており、これを前提に計算すると、被害者側で担保金として、

1億1400万円~2億2800万円

を準備する必要があります。これを用意できる被害者はいません。